

会員各位

日本国際教育学会
会長 佐藤 千津

『国際教育』電子化に関わる許諾について（告示）

このたび、日本国際教育学会では、近年のITの発展の状況に鑑みまして、会員の皆様の研究成果をより広く社会に周知するとともに、学術研究の発展に寄与するために、本学会紀要『国際教育』の掲載論文等の電子化による転載を可能としていくことになりました。そのため、電子化を前提として編集規程も改正いたしております。そして、この度、平成30年度からこれらの論文等をJ-STAGEへ搭載することが決定いたしましたのでご報告いたします。

このため、編集規程改訂前の紀要第17号以前の掲載論文の著作権者またはご遺族等相続に基づく著作権者（以下、合わせて著作権者）の方より、寄稿いただきました著作物の複製権（論文の電子化）と公衆送信権（著作物の公開）に関して、日本国際教育学会へ移譲していただく必要が生じております。

これまでに第10号から第17号の紀要につきましては、許諾書提出の願いをお送りし、会員の皆様のご協力により許諾書の提出を一部頂戴しましたが、すでに退会された会員など、連絡先が不明な著作権者も多く、すべての著作権者に許諾書提出の願いをお送りすることができませんでした。また、創刊号から第9号の著作権者には現在郵送・emailにて許諾書提出の願いをお送りいたしましたが、刊行から年数を経ていることもあり、一部の著作権者にご連絡を取るのが大変困難な状況となっております。

そこで、本学会では、創刊号から第17号までの『国際教育』の著作物の著作権について、直接連絡が困難な著作権者に対しては、次の手続きで処理することを提案させていただくことにいたしました。

手続きは次のとおりとなります。

1. 本告示を通して、日本国際教育学会刊行の『国際教育』創刊号から第17号に投稿した著作物を、国立情報学研究所の公開する機関リポジトリの著作権ポリシーにおける電子化対象資料とし、情報公開の資料として供することを許諾していただくことをお願いいたします。なお、当目的に供するため、当該論文等の著作権のうち複製権ならびに公衆送信権を日本国際教育学会に委譲していただきます。
2. 上記についてご承諾いただけない著作権者については、2018年8月31日までにその旨を、本学会事務局あてにご連絡いただきます。
3. 著作権者により申し出があった著作物については、公開の対象といたしません。
4. 申し出のなかった著作物については、承諾いただけたものとして電子公開の作業を進め

ます。

5. 公示期間後に本告示を知り、承諾しない旨の連絡があった場合、当該著作物の公開はその後すみやかに中止いたします。

会員各位におかれましては、本件についての情報をすでに学会員ではなくなっている方々にも広く伝えてくださいますようお願いいたします。